

ふじみ野市立図書館条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（集会室等の設置及び利用）</u></p> <p><u>第7条 上福岡図書館に集会室1、集会室2、視聴覚ホール及び展示コーナーを、大井図書館に会議室及び研修室を置く。</u></p> <p><u>（利用の許可）</u></p> <p><u>第8条 集会室1、集会室2、視聴覚ホール、展示コーナー、会議室及び研修室（以下「集会室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>（集会室等の利用の制限）</u></p> <p><u>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、集会室等の利用を許可しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 専ら営利を目的とした催し等を行うとき。</u></p> <p><u>(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>（使用料）</u></p> <p><u>第10条 集会室等の利用者は、利用の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>（使用料の免除）</u></p> <p><u>第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたとき</u></p>	

は、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 図書館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者が自己の責めに帰することができない理由により、図書館の施設等を利用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第13条 (略)

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条第1項、第8条、第9条及び第12条第1号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とし、第10条(見出しを含む。)、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」とする。

第14条～第17条 (略)

別表(第10条関係)

単位(円)

図書館名	施設名	単位	金額
ふじみ野市立上福岡図書館	集会室1	1時間	100
	集会室2	1時間	100
	視聴覚ホール	1時間	200
	展示コーナー	1日	500
ふじみ野市立大井図書館	会議室	1時間	100

(指定管理者による管理)

第7条 (略)

2 前項の規定により、指定管理者に図書館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

第8条～第11条 (略)

	研修室	1時間	200
--	-----	-----	-----

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。